

( 整理番号 2 4 1 9 )

## 長野地方最低賃金審議会

### 第 5 回長野県計量器等製造業専門部会 議事録

令和 6 年 12 月 25 日 公開

開催日時 場所	令和 6 年 11 月 1 日 9 時 29 分 ~ 12 時 35 分 長野労働局 1 階会議室		
出席状況	公益代表委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者代表委員	出席 2 人	定数 3 人
	使用者代表委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 長野県計量器等製造業最低賃金の改正審議について 2 答申及び専門部会報告について 3 その他		
議 事 録			
開会			
岡田賃金室長 定刻より早いですが皆様お集りですので、これより長野地方最低賃金審議会、令和 6 年度長野県計量器等製造業最低賃金の第 5 回専門部会を開催いたします。まず、定足数の確認ですが、本日は委員 9 名中 8 名と、3 分の 2 以上のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の規定により本部会は有効に成立していることをご報告いたします。また、本日の専門部会は原則公開となっております。事務局で傍聴人を募集しましたところ、希望者はいなかったことをご報告いたします。改めて、傍聴人の有無にかかわらず、議事録は原則公開となりますので、ご承知おきください。それでは、これからの議事進行につきまして、沼尾部会長よろしく願いいたします。			
沼尾部会長 おはようございます。早速審議に入りたいと思いますが、その前に本日の議事録確認委員を指名いたします。本日は、労働者代表委員からは風間委員に、使用者代表委員からは小林委員をお願いいたします。 それでは、公開により全体協議を進めてまいりたいと思います。5 回目の審			

議となります。特定最賃の場合は労使の全会一致が大原則であるということですから、いずれにしても労使の皆様にご理解いただき、本日結審できるようにご協力いただきますようお願いいたします。

前回までの意見を確認いたします。労働者側からは50円引上げの時間額1,033円、使用者側からは49円引上げの時間額1,032円でした。1円の開きがございますが、前回から本日までの間にそれぞれご検討いただく時間があったと思いますので、その検討結果を発表いただきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。それでは、まず労働者側からご発表いただけますか。

#### 風間委員

検討した結果は、前回提示をしたプラス50円で変わりはありません。産業別最低賃金の意義を考えたときに、労働者にとっては、生活の安定のため労働組合の無い中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げする、また、産業内の賃金格差を是正するということがあります。また、使用者にとっては、入り口賃金の優位性を確保し、産業の魅力を高め、人材の確保定着につなげるという意味があると思います。そんな中で、もう一方の特定最低賃金であるはん用機械等との格差は変わっていない。その業種と産業構造、産業形態が異なるとはいえ、計量器等の業種の方が生産性は高いというデータは前回お示ししたとおりであるのに、最低賃金はこちらの方が低い。この産業、また、この産業の労働の価値にふさわしい最低賃金にすることによって公正競争を確保することができて、それが産業の発展につながる。そのためにも今の格差を少しでも縮めるということで、はん用機械等より高いプラス50円をご提示させていただきます。

#### 沼尾部会長

ありがとうございました。次に使用者側からご発表いただけますでしょうか。

#### 井出委員

基本的な考え方は変わっておりません。前回提示させていただいている49円ですけれども、県の春季賃上げ率の中で、電子部品・デバイス・電子回路の一番高い4.78%を使いますと47円の引き上げになりますが、それをさらに49円まで上げているというところで、もうできるだけのところまでは提示をさせていただいていると考えております。信用保証協会等の数字を見ましても、製造業で代位弁済が非常に増えています。製造業という括りですので、計量器等に特化したということではありませんが、非常に厳しい状況にあるということはどうかがえると思いますし、これまで申し上げているとおり、支払い能力の点からいっても、非常に厳しい状況であることは変わっていないと考えております。そうしたことから49円、これ以上はない一杯のところまで引き上げて提示させていただいている状況だと考えております。

沼尾部会長

ありがとうございました。改めて双方のご意見をお伺いしました。今提示されたご意見について、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

山口委員

今、支払能力とおっしゃられました。地賃も上がってきているということで、全体的に厳しくなってきたということは重々承知をしておりますが、特定最低賃金は対象者が地賃とは違います。あと、実際にははん用機械等では1,043円の支払いをするわけですから、計量器等を我々の主張のとおり50円引き上げたとしても1,033円ですので10円の格差があるままです。支払能力というならば、やはり業界の売上額や付加価値生産性を見るべきだと思いますが、長野県は明らかに計量器等の方が売上高、一人当たりの付加価値生産性が高いわけですから、格差を是正する必要があるのに、1,000円を超える支払いで10円の格差がある中で、たった1円差で合意が得られない状況です。特定最低賃金が設けられていることからすれば、ここにいる代表の委員9名が自分たちの県の産業を良くするために作られている部会だと私は解釈をしています。はん用機械等が1,043円支払うのだから、計量器等は1,044円支払って優位性を保って、少しでも自分たちの産業に携わる人たちの生活を守ってあげようと思うのがこの部会だと思います。ただ、そうはいつでも支払能力という話がありますから、我々としては、今回は1,033円でよいと申し上げております。はん用機械等より1円高い引上額であっても計量器等のほうが利益は出ているわけですから、原資的には支払能力があるといえますし、それで倒産する会社が増えるということにはならないと思います。今まで作り出されてきたはん用機械等との格差をここで逆転するとまで言っているわけではありませんので、是非、ここにいる9名の委員の皆様には、格差の是正をして、自分たちの携わる産業が優れていることを外にアピールして、そこで働く皆さんの生活を守るんだという気概を持ってご判断をいただきたいと思います。

聲山委員

毎回言っておりますが、地賃の50円引上げが既に大きい数字でして、今、49円と50円の差で話がされているけれども、こちら20円とか30円とかではなくて地賃と同じように大きく引き上げないといけないなと思って提示している。1円の差がどうこうといった考えではない。金融機関とか保証協会というところと話をしていると、条件変更が非常に増加している。当然そういうところは厳しい産業が多い。当然、この最低賃金の引上げも関係してくるだろうと思っていて、そういうところにも目を向けないといけない。生活の安定で1円アップだからといっても、倒産予備軍がたくさんある中で、もしかしたら急増するかもしれない。やはり、コロナ禍のゼロゼロ融資を受けていた業者が厳しい

ということで、そういったところにも目に向けていかないと、1円だからとか50円だからという話じゃなくて、現実的なところで抑えてもらわないと、状況は良くならないのではないかと考えています。49円という額が既に高いと思っていますのでよろしくお願いします。

小林委員

山口委員がおっしゃったこともよく分かりますが、賃金の高騰っていう世の中の流れがある中で、賃金を上げると会社の社会保険料の半額負担の額が増えることになります。あと、コロナが始まって無利子・無担保融資ということで国が補助してくれて何とか生きながらえてきましたが、いよいよ返済となると、小規模企業は49円、50円という話じゃなくて、もう49円も正直言って上げられないような状況です。それにプラスして、原材料が高騰していても価格転嫁できないという会社がまだ4割以上もあります。それでも賃金を上げないと人が来てくれないので、どうするかというと、経営者、中小企業のオーナーが自腹を切って賃上げをしているという実態もあります。この実態をよく理解していただかないと、最賃引上げの話もうまくいかないし、私どもはやはり事業を持続、継続して雇用を守ることが企業の責任だと思っております。私の会社は創業30年以上の製造業で、その間、賃金が安い海外に仕事が流れて日本の空洞化が進みましたが、日本でモノを作っていくのに一番大事なのは、事業を継続しながら従業員を守ることです。こうした小規模企業の実態をご理解いただきたいと思います。ですから、49円でも既に高い金額ですので、1円であってもこれ以上譲れないというのが正直なところです。

それから、はん用機械と計量器の生産性の違いは、計量器はリピート品を作っているのだから、去年よりスキルが上がって生産性が上がるということだと思いますが、はん用機械は一品ものが多いので、生産性は低いという実態があるので、簡単には比較できないと思います。

沼尾部会長

ありがとうございました。ご意見を伺っていますと、これ以上は全体協議が進展しないのではないかと考えますので、前回までと同様に、ここからは非公開による個別協議を進めたいと思うのですが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」を確認)

それでは、非公開による個別協議を公・労、公・使の順番で行います。労働者側にはお残りいただき、使用者側は一旦退席してください。

< 個別協議 >

沼尾部会長

それでは全体協議を再開いたします。ここからは公開となります。これまで審議を尽くしてまいりましたけれども、依然として労使の主張に開きがあり、金額の一致に至らない状況が続いております。既にそれぞれの個別協議において、公益見解やむなしのご意見をいただいておりますので、お手元のとおり公益見解案をまとめました。事務局のほうで読み上げてもらえますか。

(事務局で公益委員見解案を朗読)

ただいまの公益見解案について、ご質問がございますか。

(「異議なし」を確認)

それでは、公益見解について採決を行いたいと思います。まず賛成の方、挙手を願います。

(公2人、労2人、使3人)

ありがとうございます。反対はなしということですね。では事務局で確認してください。

荒河賃金指導官

事務局で確認させていただきます。賛成7人、反対0人、以上です。

沼尾部会長

ただいまの採決の結果、全会一致で公益見解案が承認されました。したがって最低賃金審議会第6条第5項を適用して、この専門部会の決議をもって審議会総会の決議として答申することといたします。それでは、事務局で答申案と専門部会報告を用意してください。

岡田賃金室長

その前に事務局から2点ご説明を申し上げたいと思います。まず1点目は、発効日についての確認でございます。本日11月1日の答申の場合、以前の配付資料にあった一覧表によりますと、法定発効日が令和7年1月1日水曜日となります。2点目に、日本産業標準分類の改正に伴う形式的な表記の変更がございます。第2回の専門部会資料4をご覧くださいと、こちらは昨年度の答申文分でございますが、1枚おめくりいただくと別紙2がございます。こちらの2の(9)の中に、管理、補助的経済活動という文言がありまして、ここに「」カンマが使われております。続きまして、第4回専門部会資料7をご覧ください

だきますと、日本標準産業分類の表記が今年の4月1日から変わりましたという新旧対照表がついてございます。こちらご覧いただきますと、「,」カンマの表記が「、」読点に変更されておりまして、日本標準産業分類の表記に併せて特定最低賃金の官報公示文の内容を改正する必要がありますがでございます。これら2点について、答申案と専門部会報告案の作成前に、お諮りをしたいと存じます。事務局からは以上です。

沼尾部会長

今、説明がありました1点目の発効日については、法定発効の令和7年1月1日となることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

2点目の官報公示文の「,」カンマを「、」読点に改正することについては、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

それでは、事務局でこれらを踏まえた答申案と専門部会報告案を作成してください。案が配付されるまでしばらくお待ちください。

(事務局で準備、配付)

それでは事務局でそれぞれの案を朗読してください。

(事務局で答申案と専門部会報告案を朗読)

ただ今の答申案と専門部会報告案について、この内容でよろしいでしょうか。

(「異議なし」を確認)

それでは、それぞれの文書の案の文字を消していただいて、これより正式に長野労働局長に答申することにいたします。事務局は準備をお願いします。

(沼尾部会長から福永労働基準部長に答申文を手交)

沼尾部会長

ただ今長野労働局長に答申したことについては、別途、審議会会長に対して専門部会報告書を提出して報告することにいたします。その他、事務局からあ

りますか。

岡田賃金室長

それでは、福永労働基準部長からご挨拶申し上げます。

福永労働基準部長

改めまして、労働基準部長の福永でございます。ただいま、長野県計量器等製造業最低賃金の改正決定に関する答申をいただきまして、誠にありがとうございました。長野労働局としましては、いただきました答申を踏まえまして、速やかに改正に関する諸手続きを進めてまいります。また、最低賃金・賃金引上げの支援策である各種助成金制度の一層の周知を図るとともに、最低賃金の履行確保に努めてまいります。委員の皆様方におかれましても、それぞれのお立場で引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

沼尾部会長

ありがとうございました。それでは議題3、その他ですが、事務局から何かありますか。

岡田賃金室長

改めまして各委員の皆様には大変ご多忙の中、長期間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございました。事務局といたしましては、来年1月1日水曜日の発効に向けて、本日から11月18日月曜日までを異議申出の期間とし、異議がなければ12月2日月曜日に官報公示をする手続きを進めてまいりたいと思います。以上でございます。

沼尾部会長

最後に、労働者代表委員から何かございますか。

風間委員

これまで5回にわたるご審議ありがとうございました。計量器等の業種の魅力を高めるために、その要因の一つとなる最低賃金について、はん用機械との差を縮めたいということ、データをもって主張してきましたが、受け入れてもらえることができず残念ではあります。今回の改定額にも決して納得しているわけではありませんが、発効日をこれ以上遅らせないということ、最優先に決断しました。この業界にも様々な課題がありますが、これからも労使が一緒になって取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

沼尾部会長

ありがとうございました。使用者代表委員から何かございますか。

井出委員

長期間にわたり、ありがとうございました。業界を取り巻く環境は非常に厳しいと理解しておりますし、今回の引上額も非常に厳しい金額で決定したと理解しております。各種の支援策や価格転嫁の具体的な支援をいただきながら、原資確保に向けて継続的に賃上げができるように我々も努力していきたいと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

沼尾部会長

ありがとうございました。それではこれで閉会といたします。最後の最後で皆様にはご高配を賜りました。感謝申し上げます。どうもお疲れさまでございました。

閉 会